

パナソニックグループ  
**グリーン調達基準書**  
(バージョン4.1)

**2006年 4月 20日**  
(社名変更に伴う記載変更：2008年10月1日)

**パナソニック株式会社**  
**調達本部**

# 目 次

I. パナソニックグループの環境保全の考え方	……	1
II. グリーン調達ガイドライン	……	2
第1章 総則		
第2章 グリーン調達基準		
第3章 運用について		

# I. パナソニックグループの環境保全の考え方

## ■環境宣言

私達人間は宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられています。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業として社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力を行います。

## ■環境ビジョン

パナソニックグループは、環境技術とエコロジー思考で「地球環境との共存」に貢献します。

1. グリーンプロダクツの新たな挑戦
  - ・全製品をグリーンプロダクツ\*1にします。
    - \* 1 エネルギーや資源の利用効率を高めた上に環境に良い材料だけで作られた、環境に調和した製品やサービスのこと
2. クリーンファクトリーの新たな挑戦
  - ・真のゼロエミッション\*2に挑戦します。
    - \* 2 CO<sub>2</sub>やごみなどを最小化すること
  - ・環境に良い生産方式や仕組みづくりに挑戦します。
3. 製品リサイクルの強化
  - ・リサイクル品目を拡大します。
4. 環境・エネルギー事業の取り組み
  - ・燃料電池など循環型エネルギー分野に挑戦します。
5. 販売・物流のグリーン化
  - ・省エネルギーと省資源化に挑戦します。
6. 環境コミュニケーション
  - ・世界中の方々にいろいろな手段や場所で環境活動をわかりやすくお伝えし、対話します。
  - ・未来を見据え、社外の方々と一緒に挑戦します。
7. 環境経営と人づくり
  - ・スピーディで適切に実行する組織を作ります。
  - ・環境経営のための指標や評価制度を確立します。
  - ・エコマインドを持った人づくりを進めます。

## Ⅱ. グリーン調達ガイドライン

# 第1章 総 則

## 目 的

**第1条** このガイドラインは、パナソニック株式会社が『地球環境との共存』を目指すグローバル企業として地球環境保全を推進するため、各事業場が定める基準書の指針を示すものです。

パナソニック株式会社は、地球環境保全を進めることにより、企業の社会的責任を果たすという環境基本方針を体し、環境に配慮した商品づくりの推進を図るため、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進し、環境保全活動に積極的な購入先と共に、持続可能な社会の発展を目指す循環型経営の追求に努めます。

## 適 用

**第2条** このガイドラインは、パナソニックグループにおける材料・部品・製品の調達活動に適用します。

### 1. 製品への適用範囲

- ①パナソニックグループが第三者に設計・製造を委託し、パナソニックグループの商標を付して販売する製品、および他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合等も含む。
- ②販売促進用の製品（景品など一般の消費者に渡すもの）
- ③包装材は、製品の包装材及び輸送のための包装材料を含めて適用する。

### 2. 材料、部品への適用範囲

次に示す製品に使用する部品、材料、その他の物品を対象とします。

- ①パナソニックグループで設計・製造し販売する製品
- ②第三者から設計・製造の委託を受けた製品（但し、当該第三者から指定された部品、材料は除く）
- ③上記2.1「製品への適用範囲」に示す製品
  - ・部品、材料（電気部品、機構部品、電気機構部品、半導体、プリント配線基板、外装部品、包装材/包装部品を含む）
  - ・機能ユニット/モジュール/ボード A'ssy、等の組み立て部品など
  - ・アクセサリ（リモコン、ACアダプターなど機器を使用する為の附属品）
  - ・副資材等の構成材料など（テープ、半田材料、接着剤等）
  - ・取扱説明書、保証書、製品に同梱されるその他の印刷物
  - ・補修用サービス部品
  - ・部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材（部品に直接接触しても対象物質が部品に移行・混入する恐れのないリターナブルの包装など、納入者によって回収・再利用される場合は対象外）
  - \* 製品に直接接触する金型・治工具・機械設備等から製品に対象物質が付着、移行する可能性がある場合は製品と触れる部位は対象となる。

### 3. 適用除外

- ・研究及び開発で使用する化学物質（但し、製品化された場合は除く）

## 第2章 グリーン調達基準

第3条 資材のグリーン調達については、次の2つの選定基準によるものとします。

- ① 購入先の選定基準
- ② 資材の選定基準

### 購入先の 選定基準

第4条 購入先の選定に当たっては、国内外への門戸開放と取引機会の均等を図ると共に、品質、価格、納期、サービス、技術開発力等に加え、次の各項のような環境保全活動に意欲的な取り組みを実践している購入先様との取引を優先します。

なお、選定にあたっての情報は、パナソニックグループ内で使用し、外部に公表することはありません。

- ① 製品に含まれる化学物質（参照：化学物質管理ランク指針（製品版））に関する不使用保証書の提出（不使用保証期間：発行日以降各製品の使用及び生産が中止になるまで）

なお、不使用保証は弊社「化学物質管理ランク指針（製品版）」で定めている規制値未滿を保証頂くことを意味します（管理値に対しては不使用保証を求めるものではありません）。また、パナソニックグループの分社・関係会社の事情（例：納入先からの要望など）に合わせて、分社・関係会社で独自に規制値、管理値をより低く設定する場合があります。

- ② 化学物質含有データ（量）の提示と製品化学物質管理システム（GP-Web）への入力（参照：製品化学物質管理システム 化学物質調査用運用マニュアル）

- ③ 化学物質管理システムの構築

- ・ 化学物質管理システムをISO9001又はISO14001で運用、構築すること

なお、必要に応じ化学物質管理システムの確認（環境品質保証体制監査）を実施いたします。

- ④ 環境マネジメントシステム（EMS）の構築

- ・ ISO14001認証制度の取得
- ・ 環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、関連会社を含む全部門、全従業員に周知すると共に、一般の人々にも開示していること
- ・ 環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること
- ・ 法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理するシステムを構築して改善を進めていること
- ・ 環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対して行っていること
- ・ 省資源、省エネルギー、排ガス抑制等のための物流合理化に取り組んでいること

## 資材の 選定基準

- 第5条** 資材の選定に当たっては、必要な品質・機能・経済的合理性に加え、以下のような環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を採用します。
- ①再生資源ならびにエネルギー等に関する法律・条例に適合していること
  - ②当社「化学物質管理ランク指針（製品版）」で定めている禁止物質を含有していないこと
  - ③当社「化学物質管理ランク指針（製品版）」で定めている化学物質の含有量が把握されていること
  - ④使用に当たり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと
  - ⑤再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化や省エネルギー化が図られていること
  - ⑥リサイクル設計がなされていること
  - ⑦資材に関する環境情報を公開していること
  - ⑧梱包材についても、上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること

当社「化学物質管理ランク指針（製品版）」の内容は下記のURLからダウンロードしていただけます。

<http://panasonic.co.jp/eco/topics/suppliers/>

## 第3章 運用について

### 運用の 基本

**第6条** このガイドラインの運用に当たって、各事業場は、立地する国の法律、条例、規則に適合する『グリーン調達活動』を推進するため、第4条および第5条の選定基準に基づき、このガイドラインに適合する具体的な手順・ルールを定め、購入先に対しすみやかに情報を公開します。

### 附 則

- 1 このガイドラインは、別途定める関係会社にも準用します。
- 2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じ随時改訂します。

## グリーン調達基準書の改訂

改訂履歴	制定	1999年 3月10日
	改訂	2002年12月 1日
		2003年 8月 5日
		2003年 8月27日
		2006年 4月20日
		2008年10月 1日